

## まちづくり志向の地域福祉の展開に関する研究

### —A市まちづくり協議会の事例研究から

○日本福祉大学アジア福祉社会開発研究センター 朴 兪美 (6422)

平野 隆之 (日本福祉大学・814)

キーワード：福祉でまちづくり、まちづくり協議会、地域福祉

#### 1. 研究目的

「福祉でまちづくり」は、自治体福祉政策スローガンとしてよく使われている。本研究では、それがどのような形をとって実体化しているのかを探るものである。その理由は、行政が掲げ進めてきている「福祉でまちづくり」が実体化を遂げているのであれば、新たな地域福祉の展開の方向性を示すからである。住民参加をはじめとした住民の主体性にもとづく自発的活動は、地域福祉の根幹をなす。従来それは社会福祉協議会のミッションとして任されてきた。しかし、社会福祉法のなかで地域福祉の推進が明記されて以来、地域福祉計画の制度化とともに市町村行政にも住民参加を取り入れた地域福祉の推進が役割として求められている。これまでは、こうした行政の取り組みについて主に地域福祉計画に注目してきた。しかし計画の場は非日常的であり、策定の場以外には住民参画の場は見えにくい。そこで、本研究では、「福祉でまちづくり」という自治体政策の動きに注目し、そのツールとして地域内分権の観点からも選択される「まちづくり協議会」を取り上げる。実際、小地域ごとに設立されているまちづくり協議会は、住民活動の核なるものであり、地域福祉で注目されてきた地区社協に相当する、行政によって進められる住民組織化である。このまちづくり協議会を通して、行政が掲げる「福祉でまちづくり」が地域福祉の推進としてどのように展開されているのかが本研究の関心ごとである。

#### 2. 研究の視点及び方法

事例研究の対象としては、まちづくり協議会を媒介とした地域福祉の推進に注目するために、具体的な事例としてA市を取り上げる。A市は地域内分権を推進する流れから、2005年から小学校区ごとにまちづくり協議会の設立を進めてきた。いち早く地域福祉計画策定（2003年）にも取り組んでいたA市は、「福祉でまちづくり」を掲げていた。そのため、地域福祉の考え方をまちづくり協議会の推進にも取り入れる、地域内分権と地域福祉との融合を模索してきた。なかでもそのモデルとして最初に立ち上げられたB地区まちづくり協議会（以下Bまち協と略す）の事例に注目できる。したがって、本研究では、以下の2つの研究視点を提起する。一つは、地域内分権に基づいて展開し始まったまちづくり協議会が新たな地域福祉の推進組織としてどのような可能性をもつのか。二つは、まちづくり協議会が地域福祉の推進組織として展開できるためには、どのような行政の役割が求められるのか、である。

こうした研究視点に沿って、関係者のインタビューなどを含んだヒアリング調査を主な

事例調査の方法として用いた。ヒアリング調査は、2012年10月、2013年1月・3月にわたって3回実施した。なお、筆者らはA市の地域福祉計画策定にかかわるなど、市内にある同大学の「まちづくり研究センター」を通じて市の政策や実施を観察することができた。

### 3. 倫理的配慮

ヒアリング調査の際には調査の趣旨を説明し、今回の報告に当たっては、調査結果を学会等に発表する旨の了解を得ている。本報告では個人を特定するデータは扱っていない。

### 4. 研究結果

#### (1) チームづくりによるプログラム開発・運営

Bまち協は、図1のようにニーズにそったプログラムの必要性に応じながら、地域内での役割分担及び統合を実現している。とくに、プログラムにおいては、団体別の縦割りの構造ではなく、横断的・水平的な構造を通したチームによる開発・運営がなされている。これによ

チーム型プログラム	地縁団体	子ども団体	高齢者団体	障害者団体
P1 チャレンジド支援	●	○	○	●
P2 ふれあい福祉農園	○	●	○	○
P3 子どもの健全育成	○	●	○	○
P4 生きがい	○	○	●	
P5 防犯・防災	●	○	●	○
P6 図書館管理	○	●	○	
P7 公民館管理	●	○	○	
P8 公園管理	●	○	○	○

出典：Bまち協の資料から筆者再作成

って、単なる構成団体にとどまりがちな地域の活動団体は、まち協という新たな活動の場を確保すると同時に、新たな取り組みへと挑戦できる動力源を得ることができた。チーム体制のプログラム開発は、点として存在した各団体を住民主体に基づいて面としてつなげていくよい手法となっている。これは地域福祉が目指すオープンシステムの形成である。

#### (2) 地域福祉を進める事務局の支援機能

Bまち協は小学校区という地域の線引きにとらわれず障害児をもつ親の団体（全市）をメンバーとして受け入れ、少数派の団体が提起するプログラムの実施に他団体が協力できている。地縁的なテーマばかりに関心が寄せやすいまち協に少数派の問題を挿入できた背景には、立ち上げの時から調整役としての事務局を担った行政や社協職員の役割があった。

#### (3) 行政職員によるコミュニティワークの条件整備

まちづくり協議会を通した市民との協働において、行政職員が（地域政策グループを中心に）が調整役となり、まち協の会議や活動に参画していた。それが2007年のBまち協から「地域担当職員制度の創設」の提案（民間提案型業務改善制度による）があり、行政と地域とのパイプ役として「まちづくり協議会特派員制度」がつけられた。地域担当として地域に出て、地域住民と直接かかわる行政型コミュニティワークが求められていた。

### 5. 考察

A市まちづくり協議会における「福祉でまちづくり」の実体化は、プログラムレベル、その担い手レベル、それを支援する社協等の事務局レベル、そして行政職員の体制レベルの4つのレベルで評価することができる。また、まちづくり志向の地域福祉の展開のための普遍的な条件としても、それらをみなすことができる。